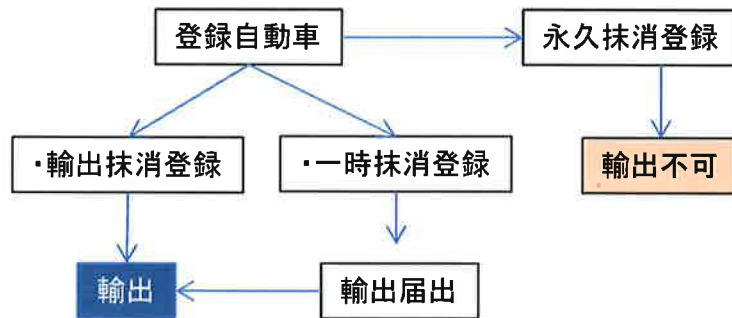


中古自動車等の輸出



自動車の所有者は、自動車を輸出しようとする場合、事前（輸出をしようとする6ヶ月前から受け付けます。）に運輸支局等に申請（一時抹消登録中の自動車については届出）をして、運輸支局等の発行する輸出抹消仮登録証明書（輸出予定届出証明書）の交付を受け、これを税関に提示して通関を行うこととなります。

・永久抹消登録、解体等の届出（滅失・用途廃止）がされた車両は原則輸出の許可となりません。

関連法：道路運送車両法

解体していない車両

限定された部品の取り外し車両を含みます。

輸出にあたり部品の取り外しを行うときは自動車リサイクル法の解体行為にあたる可能性があります。詳細についてはお問い合わせください。

解体した車両・パーツ

・適正に解体され、全部利用するものとして輸出業者等に引き渡された車両は、廃棄物処理法に基づき環境大臣が個別に判断します。

解体業者（解体業許可有り）



- ・自動車リサイクル促進センターへの報告
- ・電子マニフェストシステムへの情報記載
- ・電子マニフェストの画面印刷物の提出

関連法：自動車リサイクル法

・フロン類、エアバック類、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、タイヤ、廃油、廃液、室内照明用の蛍光灯が混入されているときは廃棄物の未確認輸出行為として罰せられる可能性があります。

解体していない車両

ご用意いただくもの

- ・輸出抹消登録、もしくは輸出予定届出証明書
- ・現物写真(前・後ろ・右・左の4方向からのもの。
車体番号部分、メーカーがつけているプレート部分)
- ・コンテナ積み付け写真

軽自動車の場合は、登録自動車に準じた手続きになりますので
お問い合わせください。

解体した車両・パーツ

ご用意いただくもの

- ・解体された部分品の品名・数量リスト
- ・永久抹消登録証
- ・電子マニフェストの画面を印刷したもの(JMES3120)
解体業者より入手してください。
- ・写真 部分品毎と全体
- ・コンテナ積み付け写真
5枚(空→1/4→2/4→3/4→片方の扉を閉めた状態で
コンテナ番号が判る状態)